



会報創刊に寄せて

学長 小尾 庄雄

にもとづき、父母と教職員が力を合わせ、学生の進路の開拓などにご活躍くださいますよう心から期待しております。

同窓生諸君も本会と足並を揃えたこのたび、本会の会報が創刊されると至りましたことは誠によろこばしく、お祝い申し上げます。

わたしは学生諸君が充分学業を積み、よりよい将来を築くことをつねに念願しております。

その意味から、本会が設立の趣旨



文教大学父母と教職員の会

発行
越谷市南荻島3337
文教大学父母と教職員の会
電話 0489(74) 8811

発行日
昭和51年12月1日

ひとつ輪 いくつにも

会長 古谷 武雄



全国にまたがり、校歴もまた浅いという現実での問題もある。だからこそ、組織を必要とし、本会発足に及んだ所以もある。

本会の活動は、非政治性・非宗教性・非営利性・学校管理への不干涉の原則をふまえていきたい。互いの良識を息吹かせ合い、持場持分を弁え合って最大公約数的に歯車を前転させたいものである。その実践の掘下げによって、対応の仕方は、おずから定まると考えるのである。

学生をめぐっての情報洪水、価値

建学の精神を思慕して、集う学生達、指導なさる教職員、それを支える父母。校名の改称や男女共学への画期的な編制替。各方面からの注目を浴びながら、未来への期待をこめて、まさにこれからの中学校である。従つて、今こそ、問われるべきは、それぞれが如何に在るべきか、といふ意気込みと伺っております。

本会報が父母と教職員、さらに同窓生の楽しい情報の広場として充実いたしますことを願つて止みません。う姿そのものである。

大学教育を正しく受けとめ、学校と家庭が緊密に連絡し協力し合つていく中でこそ、眞に自らのものとしていくことが可能と考える。しかし、いきたいものである。

の多様化、就職難等々さまざまな中

にさらされて、今日的課題解決のた

めには、学校を中心とした輪が、い

くつにも重なりつらなり、全国各地

の誕生してネットワークが張りめぐら

され、同窓会と提携して、学生に對

する灯たり得る実体を備えることに

全てがある。その生きざまが学生の

共感を招き、態度化を促し、大学の

進展につながるという方向にむけて、

結集し心をこらし歩を運びつづけて

会設立経過報告

文教大学が、開学十周年を迎えるにあたり、多くの父母や教職員から大学の教育とその活動、学生の進路開拓等をより一層充実するため、「父母と教職員の会」設立が強く要請されました。

明年四月より男女共学となり、大學が今後益々発展し、名実共に文教の大學として、社会に益する人材を養成するために「父母と教職員の会」設立は大きな意義をもつとの氣運が高まり、六月二十七日第一回設立準備委員会が、東京九段の私學会館に於て、開催のはこびとなりました。

父母有志と学長をはじめ大学教職員代表による設立に要する諸問題について討議されました。

特に会の趣旨、目的、事業、費用等について活潑に意見がかわされ、次の点が申し合わされました。

1. 会費はなるべく安くしたい。

2. 委員は、府県、学生の学年、学科等を考慮し、なるべく多くの人になつていただき、支部運営に努力する。
3. 委員の選出は、明年四月入学時に学科単位で選出していただけるが、本年度は、学年、学科等を充分考慮して、大学側の委嘱の形をとる。
4. 創立準備委員は、なるべく初年度の常任委員になつていただき。
5. 常任委員は、会議出席の関係から東京近隣府県の方になつていただく。
6. 第二回準備委員会を八月上旬に開催する。
7. 創立総会は八月二十二日とす。



1. 創立総会次第は原案通りとする。同 佐山 文夫(福島県)
2. 会規約、細則は原案を一部修正する。同 佐々木正美(神奈川県) 同 後藤 榎根(教授)
3. 昭和五十一年度事業計画は原案通りとする。同 佐々木渡(教授)
4. 昭和五十一年度予算案は原案通りとする。会計監査委員は後日、大学側によります。
5. 役員候補者を次の通りとする。創立総会が、父母及び大学教職員推せんする。

会長 古谷 武雄(千葉県)	副会長 鈴木 貞三(静岡県)	同 小野 勝
(副学長) 本吉 弘	会計 同 城田 弘道	(東京都)
同 古屋 修則	(総務課長) 泉 敬子(助教授)	竹腰 昭(東京都)
庶務 三井若菜	会計監査委員 同 坪井 照男(群馬県)	(千葉県)
	佐々木彦九郎(学生課長)	
	田中 金治(栃木県)	池田 四郎(神奈川県)
	3. 昭和五十一年度事業計画は原案通りとする。	

4. 昭和五十一年度予算案は原案通りとする。

午後三時三十分盛会裡に総会を終了いたしました。

第二部は、小尾学長、小林教育学部長、水島人間科学・家政学部長、堀越学生部長が、それぞれ大学の現況と、大学の将来構想について報告され、会設立の意義深さを強調されました。

第三部は、大学学友会活動を代表するマンドリンクラブの演奏と児童文化研究会劇部会の熱演を披露して

尚支部委員は総会案内状の中で依頼したところ、二六一名の協力が得られ常任委員一同そのご協力に感謝するとともに、支部活動に多大の期待を寄せております。

文教大学父母と教職員の会規約

第一条 本会は、名称を文教大学父母と教職員の会とし、事務所を文教大学内におく。

第二条 本会は、文教大学学生の父母及び大学の教職員、並びに趣旨に賛同するものをもって組織する。

第三条 本会は、文教大学の教育に対する理解を高め、家

関する事業。学生の進路についての協力。

員は後任者が決定するまでの職にあるものとする。

5 同窓会との連絡・親睦・強力。
6 その他、本会の目的

達成に必要な事業。
第十二条 委員会は父母から選出された父母委員と大学から選定された教職員委員とをもって構成し、この中から常任委員を選出する。

第十二条 本会は、常任委員会の議

を経て、顧問を置くこと

ができる。

第十四条 総会は、毎年定期一回開

催し、常任委員会及び委

員会で審議した事項の承

認をする。

第十五条 常任委員会は、隨時開催

し、左記の事項を審議す

る。

1 規約及細則 2 役 第二十三条 本規約は、昭和五十一年

員 3 事業計画 4 決

算 5 予算 6 その

他目的達成に必要な事項。

総会は、会員の過半数を

もって成立する。

第十七条 事業遂行のため必要に応

じて特別委員会を設ける。

その委員は会長が委嘱す

る。

二、1 会費は、年額金二、〇〇〇

円也とする。

2 会費は、毎年四月末日まで

に納入しなければならない

文教大学父母と 教職員の会に想う

副会長 鈴木 貞三

文教大学父母と 教職員の会細則

私は教育界の外野から、エネルギーの溢れる日本教育界を眺め、己に

戦後も三十年、今こそ英智を結集し

実を結ばせなければならない。その

為の条件と刺戟を与えるのが、親と

教師の役割である」と。

我々は文教大学の教育に対する理

解を深め、家庭と大学が密接に提携

論を背景として、皆様の総意のもと

幾度かの論議の集積により、総会に

与しなければならないと、改めて、

準じ、支部地区の事情に

即して制定する。

第三十二条 近接支部の連絡・協力機

関として、地区支部連合

を結成することができる。

第三十三条 支部役員が、本部役員を

兼任することは妨げない。

第三十四条 本会の運営に関する必要

事項は、常任委員会の議

を経て細則を別に定める。

第三十五条 本規約は、昭和五十一年

八月二十二日から施行す

る。

会員の広場

実践に対し、御同様、重大な責任

を、感ずる次第で有ります。

而しながら今日なお、各人の行動

を、感ずる次第で有ります。

がきわめて漠としており、「私は何

をしたらよいか。」と、私の反問を

誘う御質問に接する度に、我が恩師

鷹坂一夫先生の、「危機日本への提

言。」の一節を思い起すので有ります。

第十八条 本会は、都道府県に支部

をもつて組織し、本部の

目的達成に協力する。

支部規定は、本部規約に

しなくてもよい。

至りました事に深い敬意と、今後の

思考するもので有ります。

即ち我々は、子供の為、子供の将来の為に、文教大学に会した、「二期一会の同志。」であるからであります。それぞれ異った人材が、一つの目的に結集し、建設的論議を尽しあり、互に相協力し、対外的諸条件を整え、諸方針を達成する事が、条件整備であり、子供達の将来への布石につながる事を信ずるものであります。

皆様には是非御理解賜り度いと存じます。

又私は、本大学が、教育産業の名に於て、潤沢な金力の充填に走る事を最もおそれるもので有ります。文教大学建学の精神を全学園に徹底し、教育立国の大精神に立脚した教育王国の建設に、徹して戴き度いと思ひます。

そこで、共通の理想と目的達成には、父母と教師が、襟を正して全員本会に入会して戴く事が、第一義であります。入会なれど、会の外にあって、会の批判する事は自由で有りますが、共通的理想と目的を忘れてはなりません。

派な教師道に徹し、学園を心の故郷と観じ、諸先生を思慕し、徳風普く、永遠の生命を見出すものと、確信致します。お願いと希望を申述べ、粗稿と致します。

皆様の御支援を

会計委員 本吉



ます。それそれ異った人材が、一
の目的に結集し、建設的論議を尽し、
互に相協力し、対外的諸条件を整え、
諸方針を達成する事が、条件整備で
あり、子供達の将来への布石につな
がる事を信ずるものであります。

皆様に是非御理解賜り度いと存ド
ます。

又私は、本大学が、教育産業の名に於て、潤沢な金力の充填に走る事を最もおそれるもので有ります。文教大学建学の精神を全学園に徹底し、教育立国の大精神に立脚した教育王国の建設に、徹して戴き度いと思ひます。

子供が大学生になれば親としても
人格を尊重し、自主的な責任をもつ

学校を通じて父母の親睦にも役立つ

て来るのであります、如何にせん

愈々、会が発足しましたが、大学の関係教職員の方々には何かとお骨折り願わねばなりませんので、御苦労様ですがよろしくお願ひします。私はたまたま住居が大学に便利ということで委員に指名されました。誠に非力な者ですが、何かいくらかでもお役に立てれば幸いです。

又各県別の支部作りも急がれます
が、その運営も県毎に学生数や交通
の便利さが違つて骨が折れそうです。
費用と時間の制約もあって会合も再
々は難しいでしようから、効果的に

為すべきか、その役員の任務とは、
となりますがどうにも荷が重いので
す。会への要望、期待……と云われ
ても、かくあるべきだという期待像
が、心の中に焼きついていれば、目

報が多く、父母に伝わるようにした
ら父母も安心ではないかと思います。
就職や結婚についても役立つ様なニ
ュースがあればそんなことも盛込ん
で月一回位楽しい会報が届くと嬉しい
いと思います。

二文教小学父母と教職員の会」が発足し、役員をおうせつかる事となりました。役員なるものは、子どもが小学校の時に、PTAの会長を四年務めたきりで、中学、高校と一切関係なく過して来ました。ましてや、大学のいわゆるPTAとは何を

学生の発展に役立つ応援団としての役割が果せれば良いと考えています。併し太学生は全国各地から来ていますので、父兄の方々には子供の学生生活を気に掛けて居られる方も多いと思いま

A black and white portrait of a woman with short, dark, wavy hair. She is wearing a light-colored top with a dark, patterned collar or trim. The photo is set within a circular frame.

「発足にあたって」

た日常生活を期待し、大学におまかせして、もう安心した気分になつてしましました。まして良い先生方と、良い友人達に恵まれていますので尚の

ますので、皆様方の絶大な御支援をお願い致します。

白紙状態で、恥かしい限りであります。

PTAのあり方というのも、小学校、中学、高校、そして大学と、それぞれ立場が違つてくると思われます。

それでは、大学では何をやればよいか。私達父母としては、何が出来

得るのでしょうか。

上、今年度校名が改称され、知名度は低いが、しかし教授陣及び、その講義の内容は充実し、他こ羨むこと足

き大学にするにはどうしたらよいものか、大学をよくするには、よい学生を集めねばなりません。就職難は大分深刻化されて来て います。いく らよい 内容の 大学でも、卒業しても職に就くのがむずかしいとなれば、ましてや来年度からは男子にも開校された本校であります。

父母と教職員の会

発足にあたつて

「文教大学父母と教職員の会」は家庭と大学側との緊密な連携協力をはじめ多くの厚意で発足することが出来たことを皆様と共に喜んでいます。

この分野では素人で手前勝手であるが気楽な気持で記してみます。

教育は学問や技術を教えるだけで
は仲々改善されないとと思う。学生に

教科内容を理解させるため「いかに教えるか」は教師が研究すべき問題

であるが学歴偏重激化した現社会競争の中では教員父母が一本とな

つてこのすきみ切った世の中を如何に乗り越えてゆくべきか、一つの会を重ねる毎によりよい会に進めて行きたいものである。

(2) 学校格差等の問題は義務教育の無償教育の機会均等をうたつた教育基準の精神は残念乍ら踏みにじられているといわざるを得ない。

(1) そこで学生の進路について思う。官公庁大企業の採用を各大学から平等に採用。

この様に向上をはかるには一人で

すことが可能ではないだろか。
来春から共学となるが今までにはなかつたよいものを又今まで持ち続けたよいものをぐんぐん伸ばして文教大学生らしい特色を大切に育て、社会の不正と闘う精神を養つてほしいものである。

月	日	行	事
1	28	授業開始	教育学部・人間科学部推薦入学願受付開始
25	(火)	教育学部・人間科学部推薦入学願受付締切	授業終了
27	(木)		
28	(金)		
1	25	補講期間	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付開始
2	24	期末試験	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
3	23	推薦合格者発表・入学手続開始	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
4	18	推薦合格者発表・入学手続開始	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
5	17	推薦合格者発表・入学手続締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
6	16	推薦合格者発表・入学手続締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
7	15	推薦合格者発表・入学手続締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
8	14	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
9	13	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
10	12	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
11	11	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
12	10	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
13	9	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
14	8	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
15	7	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
16	6	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
17	5	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
18	4	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
19	3	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
20	2	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
21	1	推薦合格者発表・入学手續締切	教育学部・人間科学部学力選抜出願受付締切
22		卒業式	卒業式

文教大学父母と教職員の会 ○○県支部規約

編集後記

会報第一号をお届けします。「文

教大学父母と教職員の会」は、さる

八月二十二日に発足いたしました。

この会がこれから大きく発展し、文

教大学の教育を支えていく強い力に

なるためには、会員相互のコミュニケーションが欠かせません。会報は、

この情報交換の場としての役割を果

たしていきたいと考えております。

会報は、単に会本部の情報を伝え

るばかりでなく、各地の地方情報を

交換し合う場であり、また、会員相

互の声の交換の場にもしたいと考え

ております。本号は第一号というこ

ともあって、役員のごあいさつや会

の規約など、本部情報を伝えること

が中心になりましたが、第二号以降

からはできるだけ右のような方針で

編集していくことを考えております。

この会報を、親しみのもてる、しか

も有益なものにしたいと思います。

この会報を、会員の皆様の要望や注文を寄せ

ていただきたいと思います。

なお、会報は年二回発行で、第一

号は明年六月ごろを予定しています

が、会に関する小さな情報は、本大

学が毎月発行している「大学ジャーナル」にも載せていただることにな

っていますので、お見逃がしのない

ようにお願いいたします。

(佐々木)

第一条	会員の目的達成に必要な事業。
第二条	県出身学生の研究・親睦・進路についての協力。
第三条	文教大学同窓会県支部との連絡・親睦・協力。
第四条	その他の会員の目的達成に必要な事業。
第五条	当支部会員の親睦を図るための事業。
第六条	本部との密接なる連絡を保ち、本部事業に協力する。
第七条	当支部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十一条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十二条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十三条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十四条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十五条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十六条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十七条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第十九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十一条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十二条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十三条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十四条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十五条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十六条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十七条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第二十九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十一条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十二条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十三条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十四条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十五条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十六条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十七条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第三十九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十一条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十二条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十三条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十四条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十五条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十六条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十七条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第四十九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十一条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十二条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十三条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十四条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十五条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十六条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十七条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第五十九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十一条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十二条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十三条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十四条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十五条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十六条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十七条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第六十九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十一条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十二条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十三条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十四条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十五条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十六条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十七条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第七十九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十一条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十二条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十三条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十四条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十五条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十六条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十七条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第八十九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十一条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十二条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十三条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十四条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十五条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十六条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十七条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十八条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第九十九条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。
第一百条	本部会員の親睦を図るために左の事業を行なう。